

3 心のバリアフリー

3-1 心のバリアフリー

バリアフリーという言葉は、もともと建築用語として、道路や建築物の入口の段差などの物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では高齢者や障害のある人だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリアの除去という意味で用いられています。

バリアには、利用しにくい施設や設備、利用しにくい制度、障害のある人を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見などがあり、これらを取り除くために、一人一人の心のあり方を変えていくことを「心のバリアフリー」といいます。

心のバリアフリーを推進するためには、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことが必要です。

そのために、以下の3点が重要となります。

- (1) 障害のある人へのバリアを取り除くのは社会の責務であることを理解すること。
- (2) 障害のある人やその家族への差別的取扱いをなくし、バリアをなくす配慮を行うことを徹底すること。
- (3) 障害のある人とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

障害のある人やその家族との対話を大切に、一人一人が心のバリアフリーを実践することで、バリアのない社会を広げていきましょう。

3-2 道路・公園での心のバリアフリー

道路や公園では、計画、整備、管理、評価の各段階において多くの人が継続的に関わっています。それら全ての人々が、お互いの人格や尊厳を大切に支え合う「共生社会」の実現に向けて、様々な社会的障壁に気づき、心身に機能の障害がある人が社会的障壁によってどんな困りごとや痛みがあるのかに気づき、その原因や解決策を考え、具体的な行動を起こすことが重要です。

また、計画、整備、管理、評価の段階において様々な障害のある人が参加し、どのような状況が困難であるのか、どのような整備が必要であるかなどを適切に把握し、理解を深めた上で、移動等円滑化につなげていくことが重要となります。

地方公共団体においては、国の取組に準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて住民の「心のバリアフリー」の推進に努めることとされており、道路や公園の計画等の各段階において、高齢者や、障害のある人等が参画する機会を設けるなど様々な社会的障壁を理解した上で移動等円滑化を進めることとしています。また、利用者による視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪や車椅子利用者用駐車施設・車椅子利用者用便房・エレベーター等の適正でない利用等により高齢者や、障害のある人等の道路や施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者や、障害のある人等を手助けすることが必要であることの広報活動及び啓発活動を行うことが求められます。（以上、国のガイドライン抜粋）

本市では、引続き、「北九州市障害福祉団体連絡協議会」や関係機関と連携しながら、計画や整備、管理に携わる技術職員に対する研修会の実施や、道路利用者への広報活動、啓発活動等の実施について検討していきます。

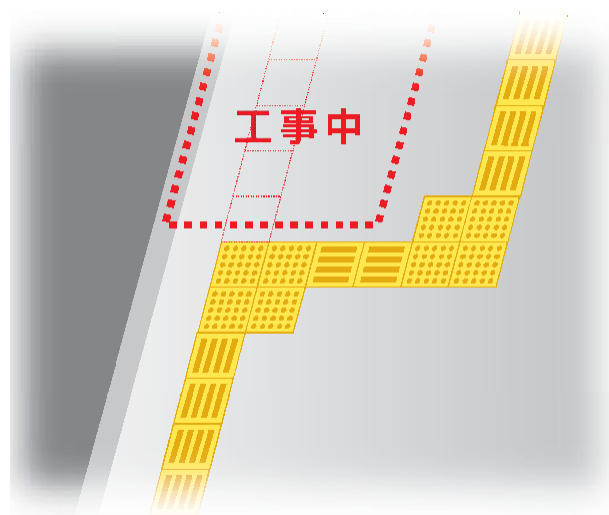
3-3 対象者への配慮

工事中には以下のような配慮が必要となります。

(1) 歩行者動線の確保

工事により視覚障害者誘導用ブロック上を通行できなくなる場合には、工事の期間に合わせて、視覚障害者誘導用ブロックの敷きなおしや誘導員を配置するなど、適切に誘導を行ってください。

また、ゴムシート等で既存の視覚障害者誘導用ブロックを覆う場合は、触知的に分からないように厚めのものを使用することとします。



工事中のバリケードで誘導用ブロックが行き止まりに！



交通整理人による適切な誘導を

(2) 歩道幅員の確保

歩道の規制等をして工事を行う場合には、車椅子利用者やベビーカーに配慮した歩道幅員を確保してください。

(3) 段差の解消

段差はできる限り作らないこととします。

やむを得ず段差が生じる場合には、段差を明示する、滑らかにすりつける等、視覚障害のある人がつまづいたり、車椅子利用者の通行の妨げにならないよう配慮してください。